

振込規定(海外送金) 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p><b>3 送金の依頼</b></p> <p>(1) 送金の依頼は、次により取扱います。</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および送金を行う目的を確認させていただきます。</p>	<p><b>3 送金の依頼</b></p> <p>(1) 送金の依頼は、次により取扱います。</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>⑥ <u>送金の依頼または事前の送金登録依頼の際は個人番号の届け出が必要となります。届け出がない場合、既に登録された送金内容であっても削除させていただく場合があります。</u></p> <p>⑦ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および送金を行う目的を確認させていただきます。</p> <p>⑧ <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令を遵守するため、登録日または最終利用日から一定期間利用を確認できない送金登録は削除することがあります。</u></p>

株式会社 SMBC 信託銀行  
規改(日) 2505